

## 性と妊娠にまつわる有識者会議

(敬称略、50音順、下線は座長)

### <委員>

安達 知子 公益社団法人 日本産婦人科医会 常務理事  
 社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院 院長  
 今村 優子 特定非営利活動法人 日本医療政策機構 マネージャー  
 尾木 直樹 法政大学 名誉教授、臨床教育研究所「虹」所長、教育評論家  
 川松亮 明星大学 教授  
 木戸口 結子 バイエルホールディング株式会社 執行役員 広報本部長  
 笹川 陽平 公益財団法人 日本財団 会長  
 佐藤 拓代 公益社団法人 母子保健推進会議 会長、一般社団法人全国妊娠 SOS ネットワーク代表理事  
 島田 真理恵 公益社団法人 日本助産師会 会長  
 自見 はなこ 自由民主党 参議院議員 (前厚生労働政務官)  
 染矢 明日香 特定活動非営利法人 ピルコン 理事長  
 土屋 麻由美 特定非営利活動法人ピッコラーレ 副代表

### 【開催経緯】

開催日時	主な議題／ゲストスピーカー
第1回 2020年10月29日	性と妊娠にまつわる社会課題
第2回 2021年1月15日	性教育に関する厚生労働省の最近の取組 妊娠SOS窓口運営から見る性教育の必要 若者向けの性教育の不足について 委員会の方向性とスケジュール
第3回 2021年4月8日	国外の性教育について ドイツとフランスの性教育の現状と国内の性教育について 国内の性教育の課題について インタビューの調査候補先、アンケート調査について
第4回 2021年6月7日	事例インタビュー調査の結果報告 提言書骨子素案について 今後の調査見通しと次回日程について
第5回 2021年7月27日	提言書案について 日本財団の今後の事業の方向性について
第6回 2021年9月29日	提言書案について

## ■ 提言書の内容（抜粋）

### 教育内容の改善：

#### 学習指導要領における「はだめ規定」、「はだめ措置」の撤廃・見直しを（提言 i）

「はだめ規定」は、中学校学習指導要領「保健体育」保健分野において「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし妊娠の経過は取り扱わないものとする。」との記載があり、性交について言及することが認められていません。学習指導要領は教育内容を制限するものではありませんが、過去の性教育バッシング(※)により学校現場が委縮している状態にあることを踏まえると、教職員が学習指導要領に外れてはいないかと不安を持つことは容易に想定されます。

また、文部科学省による検定を経る教科用図書は学習指導要領の内容に準拠している必要があることから、教科用図書を用いて授業を行うことが基本となっている日本の教育現場では、まず学習指導要領における「はだめ規定」の撤廃・見直しをする必要があると考えます。

※東京都立七生養護学校（現・七生特別支援学校）で行われていた「こころとからだの学習」に対する都議の介入と教員の処分（2003年）や足立区の区立中学校で行われていた性教育の授業が「不適切な性教育」として東京都議会本会議に取り上げられました（2018年）。

### 教育実践のための環境づくり：

#### 包括的性教育を受ける子どもを取り巻く環境改善と、すべての大人の態度やアクションが変わるための啓発機会を（提言 x）

学校では、子ども間の性的問題だけでなく、性以外も含めたいじめや暴力、差別的行為が起きています。また、社会問題化しているブラック校則については、「下着の色は白だけ」「下着チェック」などの人権侵害が起きているものが含まれます。このような学校環境において、平等や互いを尊重しあう等人権的アプローチを核とする包括的性教育が実践され、かつ子どもが十分に納得して知識を習得し行動変容が起きるのかどうか懸念があります。子どもの権利が保障されているか、各学校現場で、各教職員一人一人による見直しが進み、子どもを取り巻く学校環境が変容することが期待されます。具体的には、国や自治体においても講演会等を開催する等、包括的性教育に関する知識に加え、態度やアクションが変わるための啓発の資料や場を提供することが望ましいと考えます。